



# 新型コロナウイルス関連情報

## 学生応援給付金事業

新型コロナウイルス感染拡大による日常生活への影響を受けた学生などに対する支援として、市独自の応援給付金を支給します(住所基準日：4月27日)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 大学生等生活応援給付金事業

### ■ 応援給付金

【対象】 市外の大学(大学院含む)、短期大学、高等専門学校(4年次以上)、専修学校(専門課程)に在学している人のうち原則扶養者の住所が市内にある人

【給付額】 5万円/人

【申請】 9月30日(水)までに原則対象者を扶養している保護者が申請

### ■ ふるさと小包

宇和島を離れ全国で活躍している学生たちに宇和島産品の詰め合わせ「ふるさと小包」を届けます(応援給付金の申請書から申し込み)。

〈共通〉

【申請・問合せ先】 企画情報課地方創生係(給付金担当) ☎49-7087



## 高校生等未来応援給付金事業

### ■ 応援給付金

【対象】

- ① 市内に住所がある平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれ
- ② 市内に住所があり、高等学校などに在学している平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ
- ③ 市内に住所があり、かつ高等学校などの専攻科に在学している平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ

- ④ 市外に住所があり、市外の高等学校などに在学している平成13年4月2日～平成16年4月1日生まれ、または市外の高等学校などの専攻科に在学している平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ(原則扶養者の住所が市内)

【給付額】 4万円/人

【申請】 9月30日(水)までに原則対象者を扶養している保護者が申請(①は申請不要)

【申請・問合せ先】 企画情報課地方創生係(給付金担当) ☎49-7087



## 宇和島市地域支援活動 応援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自粛や縮小などを余儀なくされている地域活動や「新しい生活様式」の定着に向けた取り組みへの幅広い支援活動を後押しするための補助を行います。

【対象】 市内に住むか、市内に主たる事業所を有する事業者または団体が補助事業を行うために必要な経費(報償費、需用費、役務費、委託料など)

【補助対象期間】 6月29日(月)～令和3年3月31日(水)(3月2日以降に事業を開始し、当該期間中も継続

して事業を実施している場合は事業開始日から)

【補助金額】 経費の5分の4以内(上限10万円)

【申請・問合せ先】 令和3年3月31日(水)までに企画情報課企画係 ☎24-1111内線2526



## 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)

新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性(約1m以内、15分以上の接触)について通知を受け取ることができます。感染拡大防止対策として活用してください。

- ▶検査の受診などのサポートが早く受けられます
- ▶氏名や電話番号など個人情報は収集されません
- ▶位置情報は利用せず記録しません

【問合先】保険健康課保健企画係

☎24-1111内線2137



## えひめコロナお知らせネット

イベントや施設などに掲示されているQRコードを読み取っておくと、新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触が疑われた場合に、LINEで情報をお知らせします(訪問ごとにQRの読み取りが必要)。

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)と併用することにより、特定の日に感染者の近くにいたことや同じ時間帯に同じ施設を利用していたことなどが把握できます。

【問合先】新型コロナウイルス感染症に係る一般相談窓口☎089-909-3468



## 食べて応援！うわじま30% OFFキャンペーン

7月23日(木)祝～8月22日(土)まで対象の飲食店で「店内飲食」をした場合、代金が最大30%引きになります(最大15,000円)。

【対象】1会計あたり2,000～50,000円の支払い  
※テイクアウトやデリバリーは除きます。

スナック、バー、接待を伴う飲食店、カラオケ喫茶などは対象外です。

【申請】来店時「30% OFF キャンペーン申込書」を受け取り、必要事項を記入して会計時に提出

【問合先】宇和島地域飲食応援事業実行委員会(宇和島商工会議所内)☎22-5555または商工観光課商工係☎49-7080



黄色いのほり  
が目印！

## ひとり親世帯臨時特別給付金

子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します。

【対象】(基本給付)

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金給付などの受給者で児童扶養手当を受給していない人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

【給付額】5万円/世帯(第2子以降1人につき3万円加算)

※①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少したとの申し出があった人は5万円/世帯を追加給付。

【申請・問合先】福祉課子育て支援室児童福祉係☎24-1111内線2141



## SAFETY CYCLINGキャンペーン

コロナ禍においても感染防止のためのマナーを守りながら、サイクリングを楽しみましょう。

8月31日(月)までSNS投稿キャンペーンを実施していますので応募してください。

【問合先】愛媛県自転車新文化推進協会☎089-912-2234



## 食中毒に注意(テイクアウト・デリバリー)

持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)は、店内での飲食と比べると食中毒のリスクが高くなります。十分注意して食中毒を防ぎましょう。

【消費者】

- ▶長時間放置せず、できるだけ早めに食べる
- ▶食べる前には手洗いを

【飲食店】

- ▶生ものを避け、十分に加熱し、適切な温度管理
- ▶早めの喫食の呼びかけ
- ▶営業許可の確認

弁当、惣菜以外を提供する場合は、新たな食品営業許可取得が必要です。

【問合先】宇和島保健所生活衛生課☎28-6108